

池田市地域分権の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の届出)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所とその所在地
- (3) 代表者及びその他の役員の名称、住所及び連絡先
- (4) 組織に関する事項
- (5) 総会、その他の会議等に関する事項
- (6) 会計に関する事項

2 協議会は、概ね20人以上の役員及び会員により構成されるものとする。

3 協議会の設立準備及び運営に当たっては、条例第3条の基本理念に則り、公正及び公平性の確保に努めなければならない。

4 条例第4条第2項の規定による届出は、地域コミュニティ推進協議会設立届出書（様式第1号）により行うものとする。

(協議会の届出の変更届)

第3条 条例第4条第2項の規定による届出を行った協議会は、届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、地域コミュニティ推進協議会届出事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

(協議会の解散届)

第4条 条例第4条第2項の規定による届出を行った協議会は、その解散を決

定したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、地域コミュニティ推進協議会解散届（様式第3号）により行うものとする。

（事業）

第5条 条例第5条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 地方税、使用料、手数料等市民が負担すべきとされているもの
- （2） 市民に直接的に現金給付を行うもの
- （3） 営利を主たる目的とするもの
- （4） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とするもの
- （5） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- （6） 公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- （7） 前各号に掲げるもののほか、公共の利益を害するおそれのあるもの
（提案書の記載事項）

第6条 条例第5条第1項の規定による提案は、事業提案書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業の名称
- （2） 事業の目的
- （3） 事業の内容
- （4） 事業の実施時期・期間
- （5） 事業の実施費用（翌年度以降の運営経費を含む。）

(6) 事業の実施に当たり当該地域において市民自らが活動できる事項

(7) その他事業の実施に係る留意点

(事業の評価)

第7条 条例第7条第1項に規定する評価結果の提出は、事業の評価書(様式第5号)により行うものとする。

(検討会議の委員)

第8条 条例第9条第1項の検討会議(以下「検討会議」という。)の委員(以下「委員」という。)は、7人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者及び市民協働のまちづくりに係る識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(検討会議の会長及び副会長)

第9条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討会議の会議)

第10条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 検討会議の会議は、公開とする。

(検討会議の庶務)

第11条 検討会議の庶務は、総合政策部地域分権・協働課において処理する。

(検討会議の運営等)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

地域コミュニティ推進協議会設立届出書

池田市長 様

協議会名

代表者名

印

池田市地域分権の推進に関する条例第4条第2項の規定に基づき、規約及び必要書類を添え、次のとおり届け出ます。

記

1	名称	
2	主たる事務所とその所在地	
3	代表者及びその他の役員の名 称、住所並びに連絡先	別紙
4	組織に関する事項	
5	総会、会議等に関する事項	
6	会計に関する事項	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

地域コミュニティ推進協議会届出事項変更届

池田市長 様

協議会名

代表者名

印

池田市地域分権の推進に関する条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、必要書類を添え、次のとおり届出に係る事項の変更を届け出ます。

記

変更の内容

変更事項

変更理由

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

地域コミュニティ推進協議会解散届

池田市長 様

協議会名

代表者名

印

池田市地域分権の推進に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、必要書類を添え、次のとおり解散を届け出ます。

記

解散理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

事業提案書

池田市長 様

協議会名

代表者名

印

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業の実施 時期・期間	
事業の実施費用	別紙
事業の実施に当たり 当該地域において 市民自らが活動 できる事項	
その他事業の実施 に係る留意点	

別紙

事業の実施費用

事業の積算根拠

* 必要に応じて見積書等の資料を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

事業の評価書

池田市長 様

協議会名

代表者名

印

記

事業の名称	
事業実施前の状況	
事業実施後の状況	
事業の効果	
今後の課題等	